

令和4年12月26日

お客さま各位

平塚信用金庫

業務規程等の一部改正のお知らせ

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた第3次でんさいネットシステムの仕様追加に係る機能改善に伴い、令和5年1月10日から、株式会社全銀電子債権ネットワークの業務規程及び業務規程細則を下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

なお、改正後の業務規程及び業務規程細則は、令和5年1月10日に当金庫ホームページの「電子記録債権サービス（でんさいネット）トップページにある「ご利用規定」に掲載いたします。

記

1 業務規程等の改正点

＜債務者請求方式における発生記録および譲渡記録等の記録請求の制限期間の短縮＞

（1）債務者から双方請求する場合の取扱い

- ・債務者請求方式における発生記録および譲渡記録の記録請求の制限期間の短縮について規定する。【業務規程第26条関係】

（2）発生記録の請求の方法等

- ・発生記録の請求の方法について、債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮について規定する。【業務規程細則第17条関係】

（3）譲渡記録の請求の方法等

- ・譲渡記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。【業務規程細則第19条関係】

（4）保証記録の請求の方法等

- ・保証記録（譲渡保証記録）の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。【業務規程細則第 27 条関係】

（５）分割記録の請求の方法等

- ・分割記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。【業務規程細則第 29 条関係】

＜債権金額下限の引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定＞

（６）分割記録

- ・請求をすることができない分割記録について、分割記録の表現を明確にする。【業務規程第 36 条関係】

（７）発生記録の請求の方法等

- ・債権金額下限の引下げについて規定する。【業務規程細則第 17 条関係】

（８）分割記録の請求の方法等

- ・債権金額引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定を規定する。
【業務規程細則第 29 条関係】

（９）支払不能情報

- ・他の条文との平仄を一部合わせる。【業務規程細則第 45 条関係】

以上